

「流水型川辺川ダムは法アセスを実施し、改正アセス法の趣旨に沿った検証を行うよう国交省に要請することを求める意見書」提出後の協議記録

2022.6.8 10:00～11:20

文責・清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 緒方紀郎

1. 参加者

(県) 環境保全課長 田崎
環境保全課 米崎

(住民) 緒方、土森、南、松永、隈部
(報道) 2社

2. 主な発言要旨

【住】法アセスの配慮書では複数案を設定するようになっており、環境配慮レポートは複数案を設定しておらず、2011年の改正アセス法の趣旨から逸脱した内容だ。

【県】複数案がベストだが、単体も否定されていない。3条の2に「1または2以上」となっているので、単体でも違法ではない。

【県】「ダムアセス省令3条」に、1または複数案を設定と書いてある。

【住】複数案でやるのがベストなのに、なぜ単体でやったのか。

【県】単体でやった理由は環境配慮レポートの中に書いてある。環境配慮レポートが手元にないので、今は言えない。

【住】なぜ複数案ではなく、単体でやったのか。

【県】単体は否定されていない。法に基づいてやっている。事業の特性や地域の特性を考慮したからである。

【住】法アセスで複数案をとらず、単体でやった事業はあるのか。

【県】千葉県の一般国道125号、県内の地熱発電所（アグリヒルズ）、ごみ処理場、鬼首地熱発電所などがある。

【住】ダム事業で複数案をとらず、単体でやった事業はあるのか。

【県】2011年以前は法アセスをやったダム事業が9か10ある。2011年以降に法アセスをやったダム事業はない。

【住】なぜ「ゼロオプション」の設定をしないのか

【県】「ゼロオプション」は、目標を達成できる別の案があるときに適用される。流水型ダムは流域治水に含まれており、目標を達成できる別の案はないので「ゼロオプション」の設定はしない。

【住】知事は「流水型ダムで命も環境も守る」といったが、流水型ダムで環境が守れるならアセスをする必要もない。無責任な発言ではないか。

【県】（令和2年11月の知事表明を読み上げる）

【住】流水型ダムの諸元さえ明らかにされていない段階で環境について論じることは不可能ではないか。

【県】諸元が決まる前の段階で検討するのが配慮書である。諸元が決まってからは、方法レポートで検討する。

【住】住民への説明が全くなされていない。

【県】説明責任は果たしている。

【住】それはないでしょう！

【住】意見募集で提出された意見の数や内容は把握しているのか。

【県】事業者ではないので把握していない。方法レポートに住民の意見が載るまで県は確認できない。

【住】建設中の足羽川ダムを用いたことは適切でない。益田川ダムなど、既存の流水型ダムのデータは使わないのか。

【県】足羽川ダムは、類似の例である。

【住】益田川ダムなど、既存の流水型ダムを見たことはあるのか。

【県】見たことはない。

【住】市町村長の意見を聞いたのか。

【県】照会をして、いくつかの自治体からは回答が返ってきている。

【住】本日提出した意見書の内容を知事に意見として述べてほしい。環境配慮レポートは法アセスに準じる調査ではない。法アセスと大きく違うではないか。

【県】環境配慮レポートは法アセスに準じる調査である。

以上